

京都工学院高校・伏見工業高校ラグビー部OB OG会団体規約

(適用の範囲)

第1条 本会は、京都工学院高校・伏見工業高校ラグビーOB及OGに適用し、この会則による。

(目的)

第2条 OB及びOG（以下〔本会〕という。）は、京都工学院高校・伏見工業高校ラグビー部の、事業に積極的に協力し、ラグビー部の発展に寄与する事を目的とする

(名称)

第3条 本会は、京都工学院高校・伏見工業高校ラグビー部OB OG会と称する。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を京都市伏見区深草西出山町23
京都工学院ラグビー部内に置き、事務局は別に定める事ができる。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成する為に、次に挙げる事業を行う。
（1）相互の親睦と向上の為の行事を開催する事。
（2）前各号に挙げるもののほか、本会の目的を達成する為に必要な事業を行う事。

(会員の資格)

第6条 本会の会員は、伏見工業高校ラグビー部及び京都工学院高校ラグビーの卒業生とする。

(加入)

第7条 本会の資格を有する者は、卒業年の4月2日より加入とする。

(会計)

第8条 本会の事業年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとし、会計年度も同じとする。

- (1) 本会の経費は、会費、特別会費（カンパ等）及びその他の収入を持って充てる。

（会費）

第9条 会費は、毎年所定の金額の会費を納入するものとする。

- (1) 会員は次の通り、年会費を納入しなければならない。
会費 金 10,000円
(但し学生及び卒業後4年間は年会費5,000円とする。)
- (2) 必要に応じて要請のあった場合はできる限りカンパに協力する。
カンパ金額は必要に応じて定める。

（脱会）

第10条 会員は、次の場合には脱会する。

- (1) 死亡した場合
- (2) 除名された場合

（届出）

第11条 会員は、次の各号に該当する時は、その旨を事務局に届けなければならない

- (1) 氏名又は住所、電話番号等に変更があった時
- (2) 勤務先の名称及び所在地に変更があった時

（役員及び幹事会等）

第12条 本会には、会長及び幹事委員7名以上30名以内と監査委員2名を置く。

- (1) 幹事委員は、幹事委員の中より、副会長3名、幹事長1名
幹事長代理1名、代表幹事5名、事務局長1名、会計1名
(兼務可)を互選する。
- (2) 委員会は、会長及び幹事委員を持って構成する。

（会長及び幹事委員、監査委員の職務）

第13条 (1) 会長は会を代表し会を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時は、予め会長の
定めた順位に従い、その職務を代行する

- (3) 幹事長は、幹事会を統括する。
- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長に事故のある時は、その職務を代行する。
- (5) 事務局長は事務を統括する。
- (6) 会計は、経理を司どる。
- (7) 監査委員は、本会の業務及び会計の状況を監査し、監査の結果を総会で報告する。
- (8) 代表幹事は、幹事会において専任し幹事委員を代表し幹事会を積極的に運営する。

(会長及び幹事委員の任免)

- 第14条 (1) 会長は本会の総会において選任又は解任する。
(3) 幹事委員は会長権限において選任及び解任する。

(会長及び幹事委員の任期)

- 第15条 (1) 会長及び幹事委員の任期は、2年とする。ただし、再任される事ができる。
(2) 任期の満了又は、辞任によって退任した会長及び幹事委員は、近々の総会及び幹事会まで引き続きその職務を行うものとする。
(3) 補欠で選任された会長及び幹事委員は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第16条 (1) 総会は、通常総会、臨時総会の2種とし会長が招集する。
(2) 通常総会は、毎年1回。臨時総会は、会長が必要と認めた時に幹事委員会の同意を得て開催する。
(3) 総会は、出席者のみで行う。出席者の2/1以上で議案は成立する。
(4) 総会の議長は、出席者の承認を得て幹事委員がこれを司る。

(総会の決議事項)

- 第17条 この規約で別に定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。
(1) 規約の制定変更又は廃止
(2) 収支予算並びに会費の決定又は変更

- (3) 収支決算の承認
- (4) 会長の選任

(幹事委員会)

第18条 本会に、幹事委員会を置く。

- (1) 幹事委員会は、会長、幹事長及び全幹事委員の会員を持って組織する。
- (2) 幹事委員会は、会長、幹事長が必要と認めた時に開催する。

(顧問及び参与)

第19条 本会に顧問及び参与を置く事ができる。

- (1) 顧問及び参与は、幹事委員会の同意を得て会長が委嘱する。
- (2) 顧問及び参与は、会長が必要とする場合は幹事委員会及び総会に出席し意見を述べる事が出来るが、議決権は有しない。

(戒告及び除名)

第20条 この規約に違反し、又は本会の体面を汚す行為のあった会員に対しては、幹事委員会の決議を経て戒告又は除名する事ができる。

(プロジェクトチームの設置及び解散)

第21条 (1) 会長は幹事会の承認を得てプロジェクトチームを設け特別の事業を担当させる事が出来る。
(2) プロジェクトチームは、設置の目的が消滅したときは、幹事会の議決により解散する。

(通常総会日)

第22条 通常総会は毎年8月の第一日曜日に行う。

(附則)

(実施の時期)

- 1 この規約は昭和60年7月1日から実施する。
- 2 この規約の一部改正は、平成7年8月1日から実施する。
- 3 この規約の一部改正は、平成10年8月1日から実施する。
- 4 この規約の一部改正は、平成12年8月7日から実施する。
- 5 この規約の一部改正は、平成29年7月30日から実施する。
(第4条の住所を変更)
- 6 この規約の一部改正は、平成30年7月29日から実施する。

(第6条の変更)

- 7 この規約の一部改正は、令和元年7月28日から実施する。
(第1条の但し書の変更)

以下余白